



この度は、下記事業の要望調査を開始したため、臨時号を配信いたします。（担当 R.S）

## （目次）

1. 経営発展支援事業（通常枠）、世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）
2. 経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）、世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
3. 新規就農者チャレンジ事業

標記について令和8年度事業に向けた要望調査を実施します。

事業の活用を希望される場合は、速やかに農政課までお知らせいただいたうえで、期限内に必要な書類をご提出ください。

なお、当調査は現実的で実行可能な事業を把握するためのものであり、当調査をもって交付対象とするものではありませんので、予めご了承ください。

## 【1. 経営発展支援事業（通常枠）、世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）の要望調査について】

### 〈主な内容〉

- 対象者／49歳以下の認定新規就農者
- 支援内容／機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）
- 支援額／国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）
- 補助率／国の補助上限1/2 ※都道府県支援分の2倍を国が支援

## 【2. 経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）、世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）の要望調査について】

### 〈主な内容〉

- 対象者／49歳以下の認定新規就農者、認定農業者
- 支援内容／（1）機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組  
（2）機械・施設等の導入支援額：国費上限 600 万円  
（①と②の合計）
- 補助率／① 国の補助上限 1/3  
② 国の補助上限 1/2  
※都道府県支援分の 2 倍を国が支援

## 【3. 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業の要望調査について】

### 〈主な内容〉

- 対象者／認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が 65 歳未満）
- 支援内容／農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）、農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、農業用機械のリース導入 など
- 支援額／国費上限：個人 1,500 万円 法人 3,000 万円
- 補助率／購入：3/10 以内 リース：定額（取得額相当の 3/7）

要望調査の期間／令和 8 年 2 月 16 日（月曜）まで

問い合わせ／

市農政課担い手支援係（電話：0234-26-5766 FAX：0234-26-6483）



さかた農林水産業お役立ち情報

発行日：毎月 1 回＋臨時号

発行元：酒田市農林水産部農政課

☆ 酒田市の農業に関するホームページ

<https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/index.html>

- ◇ ページ内のリンク先へのアクセスに起因する通信料の増大や被害等については、発信者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- ◇ 市公式 LINE での配信の登録、配信停止等は下記リンク先を参考に設定をお願いいたします。

[https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/nosanbutsu/nosei\\_line.html](https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/nosanbutsu/nosei_line.html)



# 新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

令和8年度予算概算決定額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 5,416百万円の内数〕

## <対策のポイント>

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設の導入等を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

## <事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

## <事業の内容>

就農後の経営発展のために、都道府県が新規就農者の初期投資の取組に対して支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

※取組計画に応じた事業採択方式

### <通常枠>

対象者：49歳以下の認定新規就農者

支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

支援額：国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）

補助率：国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

### <特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

対象者：49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容：① 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

② 機械・施設等の導入

支援額：国費上限600万円（①と②の合計）

補助率：① 国の補助上限1/3

② 国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



## 主な交付要件：

### <通常枠>

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和7年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること  
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること

### <特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

- 1 将来像が明確化された地域計画\*若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること  
※地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域
- 2 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること
- 3 青色申告を行うこと
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること
- 5 経営開始資金との併用は不可

# 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち 世代交代円滑化タイプ

【令和7年度補正予算額 5,416百万円の内数】

## <対策のポイント>

将来の担い手の円滑な確保を図るため、**親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展**に向けた取組を支援します。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

地域計画の実現に向け、**親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展**できるよう、

- ① 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
- ② 機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

を一体的に支援します。

## 【対象者】

将来像が明確化された地域計画若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる、**49歳以下の認定新規就農者、認定農業者**

## 【支援額】

国費上限600万円（①と②の合計）

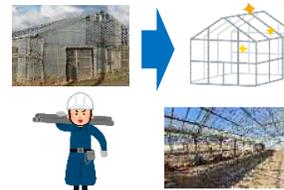
## 【補助率】

①：国1/3、都道府県1/6 ②：国1/2、都道府県1/4

※都道府県支援分の2倍を国が支援

## <事業イメージ>

### 経営資源の有効利用



機械・施設等の修繕・移設・撤去費

### 円滑な経営移譲



法人設立費用、専門家謝金等

### 機械・施設等の導入



機械・施設、家畜、苗木等の購入費

## <主な要件>

- 令和5年度以降に農業経営を開始した個人又は法人であること。
- 青色申告を行うこと。
- 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

## <共同申請>

- ①の取組を実施する場合、交付対象者と経営移譲者等※による共同申請が可能。  
※市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関を含む。
- 交付対象者が研修中など経営開始前の場合、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。

## <事業の流れ>



# 地域農業構造転換支援対策のうち 新規就農者チャレンジ事業

〔令和8年度予算概算決定額 2,920百万円の内数〕

〔令和7年度補正予算額 12,856百万円の内数〕

## <対策のポイント>

地域農業の構造転換に向けて、**新規就農者が早期に経営発展**するために必要な**農業用機械・施設の導入等の取組**を支援します。

## <事業目標> [2030年まで]

○担い手への農地集積率 7割 ○販売金額に占める担い手のシェア 9割

## <事業の内容>

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む**新規就農者**に対し、**農業用機械・施設の導入等の取組**を支援します。

### 【対象者】

認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満）

### 【対象となる取組】

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植
- 農業用機械のリース導入 など

### 【支援額】

国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

### 【補助率】

購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）

（対象地区）

営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実である必要があります。

- ① 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
- ② 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する

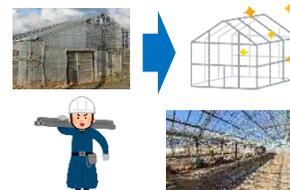
## <事業イメージ>

### 機械・施設等の導入



機械・施設、家畜、苗木等の購入費

### 経営資源の有効利用



機械・施設等の修繕・移設・撤去費

### 農業用機械のリース



農業用機械のリース費

## <主な要件>

- 青年等就農計画の認定を受けていること
- 地域計画のうち目標地区に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

## <成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）>

以下のうち、いずれか1つの成果目標を選択して取り組む必要があります。

- 経営面積の3割以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費）
- 労働生産性3%以上の向上（労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間（又は労働人数））

## <事業の流れ>

